豊後大野市　結婚新生活支援事業

豊後大野市は新婚さんの新生活を応援します！

新居にかかる費用・引越し費用の一部を補助します

夫婦ともに29歳以下

最大 **60** 万円

左記以外（39歳以下）

最大 **30** 万円

？ 対象者

① 令和8年1月1日～令和9年3月31日の間に婚姻届を提出し受理された夫婦、又は同期間にパートナーシップ宣誓をし受理された者

② 2人の所得の合計額が500万円未満であること

③ 婚姻届提出日の時点で2人の年齢が39歳以下であること

④ 補助対象の住居が豊後大野市にあり、2人の住民票がその住居にあること

⑤ 対象の講座を受講等すること

※その他にも条件があります。詳細はお問い合わせください。

¥ 対象となる費用

① 新たに住宅を取得するために要した費用

② 住宅を改修するために要した費用（リフォーム代等）

③ 賃貸住宅の家賃、敷金、礼金、共益費又は仲介手数料

④ 引越費用（引越し業者又は運送業者へ支払ったものに限る）

対象期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日に支払った費用が対象

受付期間

令和8年4月1日（水）～ 令和9年3月31日（水）

※予算がなくなり次第、受付を終了します。お早めにご申請ください。

お問い合わせ先：豊後大野市 まちづくり推進課　TEL：0974-22-1042　受付：平日 8:30～17:15

豊後大野市役所 4階まちづくり推進課窓口　詳細は豊後大野市ホームページをご覧ください